

募 集 要 領

1 概 要

神奈川県横須賀市船越町7-73に所在する海上自衛隊船越基地において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、食堂の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 神奈川県横須賀市船越町7丁目73番地

船越基地船越庁舎（厚生センター）

【重要】

4 公募説明会（募集要領・仕様書・現場説明会）

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

(1) 日 時

新型コロナ感染症予防のため業者ごと実施する予定です。

(2) 場所：船越基地業務分遣隊（厚生センター）2階 談話室A

(3) 携行品：募集要領、仕様書

※参加希望者（各業者2名以内）令和5年6月16日（金）までに参加申込書に会社名、氏名等を記入後、直接持ち込み又はFAXで登録してください。

FAX 046（861）8281（内線4858）

船越基地業務分遣隊厚生科 厚生係長 勝又事務官

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び店舗数

設置施設における設置業種及び店舗数は以下のとおり。

- ・ 食 堂：1店舗

なお、審査の結果、選定事業者が重複する場合もある。

(3) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、以下のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書2部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書2部（別紙様式第2 ホッチキス止めは不可とし、A4版の片面印刷で提出してください。）

※以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

（食堂等に応募する者は、販売予定商品と同等の商品の写真（デジタル写真可：販売予定価格を記入）16枚以内（A4に各4枚以内貼付）（別紙様式第4）

b 営業日及び営業時間

c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

- e 衛生管理方法
- f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処法
- g 精算方法（レジ（現金）、販売機、電子マネー、プリペイドカード等）
- h ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
- i 防衛省における営業方針
- j 会社概要
- k 店舗レイアウト図（別紙様式第5）（平面図）
- l その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類3部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙様式第6）
- b 戸籍抄本（法人にある業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
※発行後3ヶ月以内のもの
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 法人税又は所得税に関する納税証明書（直近のもの）
（個人：その3の2、法人：その3の3）
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

(注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びDに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

船越基地業務分遣隊厚生科 厚生係長 安原（やすはら）事務官
神奈川県横須賀市船越町7-73
電話046（861）8281 内線4851

ウ 提出期限

令和5年6月16日（金）16時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。なお、必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については、別途通知する。

また、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、決定する日時に公開抽選を行い決定する。

8 決定日

(1) 日時

令和5年7月3日（月） 10時から

船越基地業務分遣隊厚生科「掲示板」（2階）

ただし、前期に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

(2) 説明会の日時・場所

別途通知

船越基地業務分遣隊（厚生センター）2階 談話室A

9 業者決定後の提出書類

食堂、売店等の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参すること。

(1) 提出書類

- ア 国有財産使用許可申請書：2部
- イ 給水・給電等使用許可申請書：2部
- ウ 使用する電気器具及びショーケース等の機種等（別紙様式第6）：2部

エ 誓約書（別紙様式第7）

オ 役員名簿（別紙様式第8）

（2）提出先

申請書等の提出に同じ。

（3）提出期限

令和5年7月18日（火）

10 公募にあたっての留意事項

応募者は、次の各号について同意した上で応募するものとする。

（1）提出資料は、原則として返却しないものとする。

（2）提出書類は、本公募の使用目的以外は使用しない。

別紙様式第1

申 請 書

令和 年 月 日

海上自衛隊

船越基地業務分遣隊厚生科長 殿

本社（店）所在地

商品又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

神奈川県横須賀市船越町7-73に所在する海上自衛隊船越基地において、食堂、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記事事項については、事実と相違ないことを契約します。

(申請を行う業種)

設 置 業 種	設 置 場 所	備 考

(記入例)

設 置 業 種	設 置 場 所	備 考
食堂	厚生センター2階	

※1店舗毎につき、1枚提出してください。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

別紙様式第2

企画提案書（2枚以内）

会 社 名：

設置希望業種：

設置希望場所：

ア 主な販売予定商品・販売価格（別紙様式第3・別紙様式第4）

イ 営業日及び営業時間

a 平 日

営業時間：

b 土日祝日

営 業： 有 ・ 無

営業時間

ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200）字以内

エ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）

オ 衛生管理法（200字以内）

カ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
（200字以内）

キ 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
（200字以内）

ク ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無

ケ 防衛省における営業方針（200字以内）

コ 会社概要

- （1）本社所在地
- （2）設立年月日
- （3）資本金
- （4）社員数
- （5）店舗数
- （6）売上高

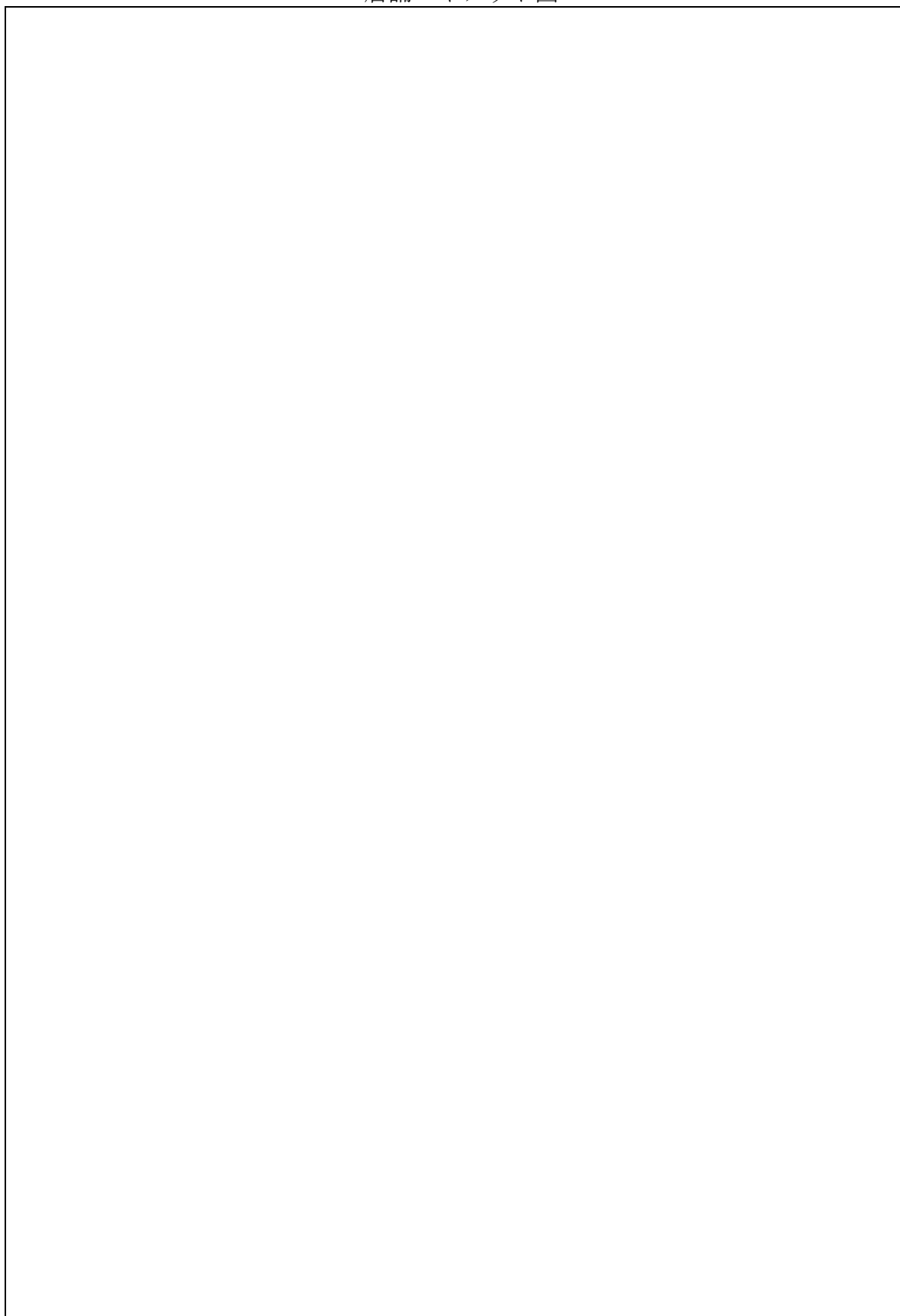
サ 店舗レイアウト図（別紙様式第5）

シ その他アピールポイント（200字以内）

販売予定商品と同等の商品の写真（食堂等に応募する者のみ：16枚（4ページ）以内）

<p>商品 _____ 価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>	<p>商品 _____ 価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>
<p>商品 _____ 価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>	<p>商品 _____ 価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>

店舗レイアウト図



別紙様式第6

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

海上自衛隊
船越基地業務分遣隊長 殿

「海上自衛隊船越基地における食堂、売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商品又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

別紙様式第 6

設置する自動販売機、ショーケース等の機種等

種類	機種・型番	サイズ（横幅×奥行き）	備 考

※仕様が記載されたカタログ等を添付すること（コピー可）。

（記入例）

種類	機種・型番	サイズ（横幅×奥行き）	備 考
自動販売機			
ショーケース			

別紙様式第7

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第9により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

